

独占禁止法ガイドライン

制定：2022年4月26日

第1章 総則

第1.1条（定義）

本ガイドラインで使用される次の各号の用語の意味は、当該各号に定めるとおりとする。なお、本ガイドラインに定めのあるもの以外は、本会則に定める用語の定義によるものとする。

- (1) 「会員」とは、本会則第4条に定める協議会を構成する者をいう。
- (2) 「独占禁止法」とは、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）又はこれに相当する外国の法令をいう。
- (3) 「役員等」とは、役員及び従業員をいう。

第1.2条（適用）

1. 本ガイドラインは、協議会の活動において、会員が独占禁止法に関して遵守すべき具体的内容等を定めることを目的とし、全会員に適用される。
2. 会員は、本ガイドラインの内容を自己の役員等に遵守させるものとする。会員は、本ガイドラインに定められた自己の義務を履行するために自己の役員等から同意を得る必要がある場合は、事前に当該同意を取得するものとする。
3. 万が一、前項の違反があった場合、会員は、当該違反により当法人、並びにその再委託先及び提携先等に生じた損害（合理的な額の弁護士費用等を含む。）について、当法人に対して責任を負うものとする。

第1.3条（本ガイドラインの変更等）

1. 本ガイドラインの変更又は失効については、本会則第25条によるものとする。
2. 本ガイドラインが変更され又は失効する場合、本協議会は、少なくとも、当該変更等の1ヶ月前までに、その内容について、会員に通知するものとする。

第2章 独占禁止法の遵守等に関する事項

第2.1条（会員等の責務）

会員及び本協議会は、本協議会で活動するにあたり、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならないものとする。

- (1) 一定の取引分野における競争を実質的に制限すること。
- (2) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」第6条に規定する国際的協定又は国際的契約をすること。
- (3) 一定の事業分野における現在又は将来の事業者の数を制限すること。
- (4) 事業者である会員の機能又は活動を不当に制限すること。
- (5) 事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにすること。

第2.2条（独占禁止法に抵触する虞のある行為の禁止）

1. 会員は、本協議会の活動において、他の会員又は第三者との間で、価格協定、入札談合、市場シェア協定、地域分割協定、その他の独占禁止法違反を疑われるような協議、情報交換等（以下「協議等」という。）を行ってはならないものとする。当該協議等の対象には、次の各号に関するものを含むが、これらに限られない。
 - (1) 特定企業の商品又はサービスの価格に関する事項（価格自体、価格変更、価格差、値上げ、値引き、販売条件のほか、価格に影響する利益や費用の情報を含むが、これらに限られない。）。
 - (2) 特定業界における価格政策、価格水準、価格変更又は価格差等。
 - (3) 特定業界における生産、生産能力又は在庫の変化。
 - (4) 特定企業における、特定の入札、入札方法又は特定の契約の約定。
 - (5) 特定の商品のデザイン、特徴、生産、販売、マーケティング又は導入日に関する特定企業の計画（販売地域又は顧客に関するものを含むが、これらに限られない。）。
 - (6) 特定の供給者に関する事項で、当該供給者を市場から排除する効果又は当該供給者若しくは顧客に対する企業のビジネスに影響を与える効果を持ちうる事項。
 - (7) 特定企業の商品の調達、開発又は製造の費用。
 - (8) 特定企業の市場シェア。
2. 前項の協議等については、その手段の如何及び本協議会における活動の関連性の有無を問わないものとする。

第2.3条（抵触行為の防止のための措置）

会員は、本協議会の活動において、他の会員又は第三者との間で、会合（ワーキンググループ活動を含むが、これに限らない。）を行う場合は、①事前に当該会合に係る議題を当該会合の全参加者に連絡し、②当該議題に従って当該会合を実施し、かつ、③当該会合の記録を作成及び保管するものとする。会員は、本協議

会の求めがある場合は、直ちに、当該議題及び記録を事務局に提出するものとする。

第2.4条（独占禁止法の抵触を疑う行為発見時の対処）

1. 会員は、自己の関与の有無にかかわらず、本協議会の活動において、独占禁止法違反を疑われるような協議等の存在を知得した場合は、速やかに、事務局に報告するものとする。
2. 前項の報告等により、本協議会が本協議会の活動に関して独占禁止法違反が疑われる行為を行った会員が存在すると判断した場合、本協議会は、当該会員に対して、必要な調査を実施することができ、当該会員は、適時かつ適切に当該調査に応じるものとする。当該調査において、当該会員は、自己の見解を本協議会に弁明する機会を与えられるものとする。
3. 本協議会は、前項の調査を実施した場合は、当該調査に係る会員に対する処分（会員資格の取消しを含む。）、是正措置、当局への報告、その他の法令遵守のために必要な措置をとることができるものとする。本協議会から是正措置を求められた会員は、速やかに、これに従うものとする。

第3章 その他

第3.1条（本ガイドラインの適用期間）

1. 本ガイドラインは、会員が会員資格を有している期間中、適用される。
2. 前項の規定にかかわらず、第2.3条及び第2.4条第2項第3項第1文については、本ガイドライン終了後もなお有効に存続し、会員は、会員資格喪失後もこれらの規定を履行する義務を負うものとする。

以上